

Q & A集 (ア) 福祉避難所

◇対象事業所について

Q1	福祉避難所の指定を受けたり、福祉避難所としての協定を締結したりするにはどうすればいいのですか？
A1	区市町村による指定、または区市町村との締結になりますので、事業所所在地の区市町村の障害保健福祉主管課にお問い合わせください。
Q2	基準該当サービスを運営している事業所は対象となりますか？
A2	障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する「基準該当障害福祉サービス」及び児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する「基準該当通所支援」を運営している事業所は対象となりません。
Q3	共生型サービスを運営している事業所は対象となりますか？
A3	障害者総合支援法第41条の2第1項の規定による「共生型障害福祉サービス」及び児童福祉法第21条の5の17第1項の規定による「共生型通所支援」を運営している事業所は対象となりません。

◇申請区分について

Q4	申請区分とはどのような区分ですか？
A4	令和4年度より福祉避難所要件に該当しない事業所への支援を拡充し、下記の3つの申請区分となりました。該当する申請区分をご確認ください。 (ア) 福祉避難所 (イ) 災害時協定締結事業所 (ウ) 災害要件なし事業所
Q5	この事業における(ア)福祉避難所とはどのようなものですか？
A5	本事業の(ア)福祉避難所とは、災害時に区市町村からの要請により障害者等の要配慮者を受け入れることとする旨の協定を締結している事業所のことをいいます。お手元の協定書の内容が本事業の「福祉避難所」に該当するか判断がつかない場合は、個別にご相談ください。また、区市町村による福祉避難所の指定、協定締結の状況等については、事業所所在地の区市町村の障害保健福祉主管課にお問い合わせください。

Q6	現在、区と締結している協定が申請区分（ア）福祉避難所と（イ）災害時協定締結事業所のどちらに該当しているかわかりません。どのように判断すればよいですか？
A6	福祉避難所は、災害時に区市町村からの要請による障害者等の要配慮者受け入れ等が求められます。そのため、災害発生時に被災した要配慮者を事業所で受け入れるのが（ア）福祉避難所となり、災害発生時に利用者の安否確認等を行い、地域の福祉避難所等に職員が出向いて障害福祉サービスの提供を行うのが（イ）災害時協定締結事業所となります。判断に悩む場合は事前に財団までご相談ください。
Q7	都内で障害者支援施設1か所を運営しています。当事業所は、福祉避難所の協定と災害時協定の両方を締結しています。当事業所について（ア）福祉避難所と（イ）災害時協定締結事業所両方の申請区分で助成金を申請することはできますか？
A7	重複して申請を行うことはできません。一つの事業所につき、（ア）・（イ）・（ウ）いずれか一つの申請となります。福祉避難所の協定と災害時協定の両方を締結している事業所については、（ア）福祉避難所として申請を行ってください。
Q8	当法人は障害者支援施設と居宅介護事業所と行動援護事業所を同一建物内で運営しています。障害者支援施設は福祉避難所の指定を受けており（ア）、居宅介護事業所は災害時協定を締結しています（イ）。そして、行動援護事業所は災害時協定等を締結していません（ウ）。この場合、（ア）・（イ）・（ウ）それぞれで申請を行うことはできますか？
A8	同一建物内で複数の申請を行うことはできません。（ア）・（イ）・（ウ）いずれか一つの申請となります。上記の例では、（ア）福祉避難所として申請を行ってください。なお、その際には同一建物内にある他の事業所の利用定員数を合算して、上限戸数を算定します。同一建物内の考え方は、協定書の内容や運営規程により判断しますので、個別にご相談ください。
Q9	当法人では生活介護事業所（1か所）と居宅介護事業所（2か所）を運営しています。事業所所在地はそれぞれ異なります。生活介護事業所は福祉避難所の指定を受けており（ア）、1か所の居宅介護事業所は災害時協定を締結しています（イ）。もう1か所の居宅介護事業所は特に協定は結んでいません（ウ）。3つの事業所について、（ア）・（イ）・（ウ）それぞれの助成を受けたいと考えていますが、可能でしょうか。
A9	事業所がそれぞれ異なる所在地にある場合は、事業所ごとに（ア）・（イ）・（ウ）の助成を受けることができます。

Q10	所在地の異なる複数の事業所で申請を考えています。この場合、提出する申請書類はひとつでいいですか？
A10	申請書類は「(ア) 福祉避難所」・「(イ) 災害時協定締結事業所」・「(ウ) 災害要件なし事業所」の申請区分ごとに作成し、法人で取り纏めて提出していただきます。申請区分ごとに申請スケジュールが異なりますので、提出書類や提出時期の詳細については該当の「助成金の手引」をご確認ください。
Q11	令和5年9月1日に区市町村と福祉避難所協定を締結する予定です。4月から8月分までを(ウ) 災害要件なし事業所、9月分以降を(ア) 福祉避難所として助成を受けることは可能ですか？
A11	可能です。申請を行う際は(ア) 福祉避難所の様式 1-4 を使用し、(ア) 福祉避難所として事業計画書をご提出ください。なお、事業計画書提出後、交付申請時までには福祉避難所となることができなかった場合には、交付申請時点より(ウ) 災害要件なし事業所として申請していただくこととなります

◇対象者について

Q12	対象事業所に勤務する職員であれば、誰でも助成対象者になりますか？
A12	助成対象となる入居者は、直接支援及び相談支援の業務に従事する者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者で、災害対策上の業務に従事する者です。ただし、当該事業所の法人の役員は除きます。法人の役員については、従業員と兼務である場合も助成対象外です。
Q13	「直接支援及び相談支援の業務に従事する者」とは、具体的にどのような職種がありますか？
A13	ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、相談支援専門員等です。なお、看護師や理学療法士等として対象事業所に配置されている職員は助成対象となりません。
Q14	非常勤職員は対象となりますか？
A14	非常勤職員は、常勤職員に準じた勤務形態※で災害対策上の業務に従事する者であれば対象となります。 ※当該非常勤職員の実労働時間が常勤職員の所定労働時間の5割以上

Q15	福祉避難所に指定されている生活介護事業所と、対象外サービスを兼務している職員は、対象となりますか？
A15	主たる勤務先が福祉避難所に指定されている事業所で、当該職員が直接支援及び相談支援の業務に従事する者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置されており、災害対策上の業務に従事する者であれば対象となります。また、同一事業所の対象外職種と兼務している場合、主たる業務が対象職種である必要があります。
Q16	当該職員に住居手当を支給している場合はどうなりますか？
A16	住居手当を支給している場合は、対象外です。借り上げ宿舎への入居中は、住居手当を不支給（停止）とした場合は対象となります。なお、助成期間中に誤って住居手当を支給した場合は、住居手当の返金を当該職員から受ける必要があります。
Q17	単身者のみを対象としていますか？
A17	単身者に限った支援ではありませんので、同居人がいても対象となります。ただし、同居人が住居手当を受給している場合は、助成対象外となります。
Q18	借り上げ宿舎に入居していた職員が助成対象外の職種に変更となった場合や、対象職員が入居中に助成対象外の事業所に人事異動となった場合はどうなりますか？
A18	対象外の職種や事業所に変更（異動）となった場合、助成の対象から外れます。同じ宿舎番号で継続して助成を受けるためには、入居者の変更、または宿舎及び入居者の変更を行う必要があります。 なお、異動先の事業所が（イ）災害時協定締結事業所または、（ウ）災害要件なし事業所として本助成金の申請をしている場合は、当該の申請区分で助成対象となる場合がありますので事前にご相談ください。
Q19	外国籍の職員が居住する場合は、助成対象となりますか？
A19	国籍は問いません。助成対象者としての要件を満たしている場合は、助成対象となります。（Q12-15 参照）

Q20	助成を受けている職員が傷病休暇を取得したり、産休・育休の取得等により長期間休業する場合は、引き続き助成を受けることができますか？
A20	休業以前まで Q&A12-19 に該当していた職員であれば、助成を受けることは可能です。ただし休業期間中、借り上げ宿舎を不在にする場合には対象外になりますので、個別にご相談ください。
Q21	助成対象期間中に対象入居者の変更または宿舎の変更（転居等）を行った場合は、引き続き助成対象として認められますか？
A21	退職等の事由により入居者が変更となった場合や、転居又は契約更新ができない等の事由により宿舎を変更した場合でも、引き続き助成対象となります。ただし、助成対象期間は令和3年度以降に助成対象と認められた月を起点として4年（48 月）までとなります。つまり、助成開始と同時に助成終了月が決まります。 また、入居者の入れ替えによる空室期間の発生時等、助成要件を満たさない期間は助成金が発生しませんが、助成期間終了月は延長になりません。 パターン① 助成期間中、入居者及び宿舎（物件）の変更なし 助成開始（2023/6/1） → 助成終了（2027/5/31） 年度に関係なく、助成期間開始月を含み48月 パターン② 助成期間の途中で入居者の変更あり Aさんで助成開始（2023/4/1） → Aさん退去（2024/3/31） → 空室期間 → Bさんで助成再開（2024/5/1） → 助成終了（2027/3/31） 助成期間内で入居者に変更があっても助成開始から48月 パターン③ 助成期間の途中で入居者及び宿舎（物件）の変更あり Cさんで助成開始（2023/5/1） → Cさん退去（2024/3/31） → 空室期間 → Dさんで助成再開、物件も別（2024/7/1） → 助成終了（2027/4/30） 助成期間内で入居者及び宿舎に変更があっても助成開始から48月 パターン④ 助成期間の途中で住所地の変更（転居）あり Eさんで助成開始（2023/4/1） → Eさん転居（2024/9/25） → Eさんが新住所（2024/9/26） → 助成終了（2027/3/31） 助成期間内で住所地に変更があっても助成開始から48月

◇助成対象戸数について

Q22	当事業所には対象職員が 15 名います。15 戸分の助成金が受給できますか？																																				
A22	助成対象戸数は施設の職員数ではなく、下記の表のとおり事業所の利用定員数に応じて申請できる戸数が異なります。 <table><tr><td>利 用 定員数 ※</td><td>0 }</td><td>41 }</td><td>51 }</td><td>61 }</td><td>71 }</td><td>81 }</td><td>91 }</td><td>…</td><td>171 }</td><td>181 }</td><td>191 }</td></tr><tr><td></td><td>40</td><td>50</td><td>60</td><td>70</td><td>80</td><td>90</td><td>100</td><td></td><td>180</td><td>190</td><td></td></tr><tr><td>上 限 戸 数</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>…</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr></table> ※利用定員数は福祉避難所の収容人数ではありません。	利 用 定員数 ※	0 }	41 }	51 }	61 }	71 }	81 }	91 }	…	171 }	181 }	191 }		40	50	60	70	80	90	100		180	190		上 限 戸 数	4	5	6	7	8	9	10	…	18	19	20
利 用 定員数 ※	0 }	41 }	51 }	61 }	71 }	81 }	91 }	…	171 }	181 }	191 }																										
	40	50	60	70	80	90	100		180	190																											
上 限 戸 数	4	5	6	7	8	9	10	…	18	19	20																										
Q23	事業所の利用定員数は、いつの時点の利用定員数で算定しますか？																																				
A23	当該年度 4 月 1 日時点の利用定員数により算定を行います。ただし、年度途中で新規開設する事業所については、開設時の利用定員数により算定を行います。																																				
Q24	申請上限戸数を算定するための利用定員数はどのように確認しますか？																																				
A24	福祉避難所内で運営しているサービスの運営規程（写し）を提出していただき、記載されている利用定員数を確認します。なお、4 戸以下の申請の場合は運営規程の提出は不要です。																																				
Q25	年度途中に増床し利用定員数が増える見込みです。交付申請時に当初の上限戸数に追加して新たな宿舍の申請を行うことはできますか？																																				
A25	申請できません。当該年度の上限戸数は 4 月 1 日時点の定員数により算定をします。そのため、当該年度の上限戸数は変更することができません。																																				
Q26	年度途中に対象サービスの利用定員数が減少する見込みです。上限戸数はどうなりますか？																																				
A26	当該年度の上限戸数は 4 月 1 日時点の利用定員数により算定します。そのため、当該年度の上限戸数が変更となることはありません。なお、翌年度は翌年度の 4 月 1 日時点の運営規程により上限戸数を算出しますので、上限戸数の変更にご注意ください。 例）令和 5 年 4 月 1 日時点の利用定員数：200 名→20 戸まで申請可能 令和 6 年 4 月 1 日時点の利用定員数：150 名→15 戸まで申請可能 ◆ このように利用定員数が減少した場合、令和 5 年度は 20 戸の助成が確定していても、令和 6 年度は利用定員数の減少に比例し上限戸数が減少します。																																				

Q27	当施設は同一福祉避難所内で複数の障害福祉サービス等事業所を運営しています。その場合、サービスごとの利用定員数を合算して上限戸数が決まりますか？
A27	お見込みのとおりです。合算した利用定員数により申請可能な戸数の上限が決まります。戸数の算出にあたっては福祉避難所の協定書及び事業所の運営規程により判断することとなりますので、個別にご相談ください。
Q28	利用定員数の定めがないサービスを提供している事業所の場合は、何戸申請できますか？
A28	利用定員数の定めがないサービスのみで申請する場合は、一律 4 戸上限となります。ただし、複数のサービスを運営している場合の合算からは除外されます。
Q29	当施設は施設入所支援と生活介護を同一建物内で運営していますが、事業計画時に両事業所の運営規程を提出しなければなりませんか？
A29	4 戸以下の宿舎で申請する場合には、運営規程の提出は不要です。ただし、5 戸以上の宿舎を申請する場合は申請戸数に応じて運営規程の提出が必要です。 例えば施設入所支援の利用定員数が 50 名、生活介護事業所の利用定員数が 20 名の場合、申請予定戸数が 5 戸以下であれば施設入所支援の運営規程のみの提出で問題ありません。この場合、生活介護事業所の運営規程を提出していなくとも、生活介護に従事する職員は助成対象として申請することができます。6 戸以上の申請予定がある場合には、両事業所の運営規程の提出が必要です。
Q30	利用定員数は4月1日付の運営規程で確認するとしていますが、当事業所の運営規程は最終改訂（改正）が令和5年6月1日（同日が施行日）です。この運営規程を提出すればよいですか。
A30	最終改訂（改正）が令和5年4月2日以降である場合、現行の運営規程ではなく、令和5年4月1日時点で有効であった運営規程を提出してください。
Q31	利用定員数を確認できる書類として、運営規程ではなく重要事項説明書等の別の書類を提出することはできますか？
A31	重要事項説明書等の別の書類は提出できません。必ず運営規程を提出してください。

◇宿舎について

Q32	戸建て住宅を借り上げ、対象職員 3 名が居住していますが、この場合 3 戸分の助成金が受給できますか？
A32	受給できません。戸建て住宅の場合は 1 戸とみなしますので、対象となる入居者が 3 名いても 1 戸分の助成となります。
Q33	シェアハウスのような 1 戸に複数名が暮らす場合はどのように取り扱いますか？
A33	入居者が複数の場合でも、1 賃貸借契約につき 1 戸とみなしますので、1 戸分の助成となります。なお、助成対象額の積算は居住実態に応じて異なりますので、個別にご相談ください。
Q34	当法人が所有している宿舎は対象となりますか？
A34	対象となりません。法人及び法人の役員が所有する物件は、対象外です。
Q35	過去から継続して法人が借り上げている宿舎も助成対象となりますか？
A35	平成 30 年度(平成 30 年 4 月 1 日)以降に法人が借り上げている宿舎が助成対象となります。
Q36	事業所の近隣は賃料が高いため、電車で 45 分のところに宿舎を借り上げました。この宿舎は助成対象となりますか？
A36	災害時の対応を目的としているため、緊急時に徒歩等で通勤可能な距離、具体的には事業所の半径 10 キロメートル圏内（直線距離）の宿舎が対象となります。
Q37	借り上げ宿舎の所在地が東京都外ですが、対象となりますか？
A37	宿舎が事業所の半径 10 キロメートル圏内であれば、都外であっても対象となります。
Q38	入居の確認はどのようにするのですか？
A38	公的機関による証明として住民票の写しを提出していただきます。また、実績報告時に「実績報告時雇用状況等報告書」を提出していただきます。

Q39	単身赴任のため、借り上げ宿舎に住所変更等の届出（転入届等）をしていませんが、届出をしなければなりませんか？
A39	住民票によって入居の確認がとれるものに限り助成対象となりますので、借り上げ宿舎の住所地に、すみやかに住所変更等の届出をしてください。

◇助成対象期間等について

Q40	助成対象期間の上限はありますか？
A40	上限はあります。宿舎 1 戸当たり 4 年が上限です。助成開始月から 4 年間（48 月分）が助成対象期間となります。例えば、助成開始月が令和 5 年 6 月の場合、令和 5 年 6 月分から令和 9 年 5 月分までの助成となります。ただし、交付の申請は 1 年毎に行っていただきます。なお、助成対象期間の途中で、入居者や宿舎が変更となった場合や要件を満たさない期間（空室の期間）があっても助成対象期間の終了月は延長にはなりません。（Q&A21 を参照してください。） なお、事業所の利用定員数の減少により上限戸数が減少し、翌年度以降申請できない宿舎が生じる可能性があります。その場合は、助成対象期間が 4 年とらずに終了することもありますので、ご注意ください。（Q26 を参照してください。）
Q41	助成期間（当該年度の事業の実施期間）の開始日はいつになりますか？
A41	助成期間の開始日は新規宿舎と継続宿舎（令和 3 年度以降に助成実績がある宿舎）により異なります。 新規宿舎*の助成期間開始日は、下記の①から④の日付のうち一番遅い日の翌月初日となります。ただし、①から④のうち一番遅い日が月の初日の場合は当該月から助成開始になります。なお、上記の日が当該年度より前である場合には、当該年度初日（4 月 1 日）となります。 ①対象入居者の採用日（入職日） ②賃貸借契約書の契約期間の開始日 ③住民票に記載されている住定日（転入日、転居日等） ④区市町村との福祉避難所協定等締結日 継続宿舎の場合は、Q & A43 を参照してください。なお、助成期間開始日については様式に添付の「助成期間開始日確認シート」を活用してください。*ただし、新規宿舎であっても年度途中に入居者等の変更がある場合、変更後の宿舎は継続宿舎として取り扱います。

Q42	助成対象期間の終了日はいつになりますか？
A42	助成対象期間の終了日は、助成を開始した月から4年（48月）となる月の末日となります。 ただし、単年度ごとの申請書類に記載する助成期間の終了日は、当該年度末日（3月31日）となります。なお、職員の転居や助成対象外事業所への異動等により年度途中に要件を満たさなくなった宿舍や助成開始から4年間（48月）を超過する宿舍はこの限りではありません。
Q43	昨年より継続して申請している宿舍があります。年度の途中で、入居者と宿舍住所が変更となった場合の助成期間の開始日はいつになりますか？
A43	この場合、開始日はQ&A41の①から④の日付のうち一番遅い日になります。また、日割り賃借料を計算する場合は、必ず記入例集を参照のうえ、様式に添付の「日割り計算シート」を活用し算出してください。
Q44	借り上げた宿舍から助成対象者が退去し、次の対象者が入居するまでの3ヶ月間、空室期間が発生しました。この空室期間は要綱に定める助成対象期間の4年間に含まれますか？
A44	空室期間は助成対象期間に含まれます。ただし、入居者がいない状況であるため、その間の助成金は交付されません。また、助成対象期間の延長もありません。
Q45	7月1日付採用（入職）の職員ですが、6月中に借り上げ宿舍に入居を開始している場合、6月分は対象となりますか？
A45	採用前（入職前）の入居期間については助成対象外です。

◇対象経費、助成金及び対象額について

《助成額は1,000円未満切り捨てです》

Q46	令和5年4月分の賃料は令和5年3月に支払い済みで、領収書の日付が前年度となっていますが、今年度（令和5年度）の助成金の対象となりますか？
A46	助成金の対象になります。当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、4月分の賃料を3月（前年度）で支払った場合も、助成対象とします。ただし、経費支払書には本年度の経費であることが明記されていることが必要です。

Q47	前年度に支払いをした礼金や更新料は、今年度の助成金の対象となりますか？
A47	礼金は前年度に支払った分も対象となります。更新料は助成期間の開始日以降の賃貸借契約更新に係る場合のみ対象となります。 【例１】助成期間の開始日が４月１日で礼金を３月に支払っている場合は助成対象となります。 【例２】助成期間の開始日が６月１日で６月１日付の契約更新を行い、当該更新料を５月２５日に支払った場合、助成対象となります。 （上記の例で契約更新が５月１日である場合は、助成期間の開始前であるため対象外です）
Q48	職員が３月途中で自宅を購入し宿舍から退去するため、賃貸借契約を解除しました。３月分の賃料は日割りで支払いますが、その場合の助成額はどうなりますか？
A48	実際に支払った額と日割り計算された額※の少ない方と、助成基準額（１戸当たり月 82,000 円）を比較し、少ない方の額に 8 分の 7 を乗じた金額を助成します。日割り計算を行う際は、必ず記入例集を参照のうえ、様式に添付の「日割り計算シート」を活用し算出してください。 ※日割り計算：月額賃料をその月の日数で除して日額（小数点以下切り捨て）を求め、その日額に実際の入居日数を乗じます。
Q49	職員が３月途中で退職し宿舍から退去しましたが、宿舍はそのまま借り上げているため、賃料が引き続き発生します。その場合の助成額はどうなりますか？
A49	助成対象の職員が入居していることが要件ですので、退職または退去日のいずれか早い日の翌日からは助成対象外となります。３月分は日割りとなり、入居していた日数分の日割り計算された額と助成基準額を比較し少ない方の額に 8 分の 7 を乗じた金額を助成します。
Q50	入居者も賃料を一部負担することになりますが、賃料の全額が助成対象経費となるのですか？
A50	入居者負担分を除いた額が助成対象経費となります。
Q51	助成基準額の１戸当たり月額 82,000 円とは、助成金が 82,000 円出るのですか？
A51	当該年度に居住するために借り上げた宿舍に対し対象法人が支出した経費（助成対象経費）が助成対象となりますが、助成対象経費と助成基準額（１戸当たり月 82,000 円）を比較し、少ない方の額に 8 分の 7 を乗じた金額を助成します。助成対象経費より助成額を差し引いた額は法人負担額となります。

Q52	借り上げ宿舍の賃料以外に助成対象となる経費はありますか？
A52	共益費（管理費）、礼金及び更新料のみが対象となります。なお、敷金、仲介手数料、保証金、火災保険料、環境維持費、鍵交換費用、更新手数料等は対象外です。 （共益費及び管理費は別の文言で表現されることがあります。対象の可否について不明な場合には個別にご相談ください。）
Q53	一括で支払っている礼金・更新料は助成金申請時にどのように計算しますか？
A53	当該年度内の助成対象の月数で礼金・更新料を除いた額を助成対象の各月に振り分けます。宿舍別の様式では、2内訳の礼金または更新料支払額欄（太枠部分）に金額を入力すると、各月の金額が自動計算されます。自動計算の内容は以下の通りです。 【例 1】助成期間の開始の月が 9 月で、8 月に礼金 180,000 円を支払った場合 180,000 円を当該年度内の助成対象月数（9 月～3 月の 7 か月）で除した額 25,714 円（小数点以下切り捨て）が各月へ入力されます。 【例 2】助成期間の開始の月が 4 月で、10 月に更新料 180,000 円を支払った場合 180,000 円を当該年度内の助成対象月数（4 月～3 月の 12 か月）で除した額 15,000 円が各月へ入力されます。

◇申請・報告について

Q54	助成金の交付決定までにどのような手続きがあるのですか？
A54	まず、事業計画書をご提出いただきます。財団が審査を行い、内示額を決定し連絡をします。内示を受けた法人は交付申請書をご提出ください。財団が審査を行い、助成金の交付決定を行います。
Q55	まだ宿舍も入居者も決まっていないので、11 月の交付申請時に書類を提出すればいいですか？
A55	事業計画書の提出がない場合は申請ができません。予定でも事業計画書は受け付けますので、まず宿舍・入居者を未定として事業計画書を提出し、内示を受けてください。内示を受けた法人のみが助成金の交付申請を行うことができます。ただし、未入居の期間は対象外です。

Q56	宿舎と入居者はいつまでに確定する必要がありますか？
A56	事業計画書の段階では未定として提出することが可能ですが、11月の交付申請までに少なくともいずれかを決めていただく必要があります。その場合、予定していた宿舎、入居者の確定後は、賃貸借契約書・住民票をそろえて実績報告時に提出していただきます。
Q57	3月1日付で入職予定の職員がいます。交付申請はできますか？
A57	交付申請を行うことができます。ただし、助成要件の確認に必要となる提出書類が実績報告書の提出期限までに整わない場合は、当該宿舎の助成金は認められないことがあります。助成金の可否について財団までお問い合わせください。 （書類が整わない事例） ・賃貸借契約の手続きに時間を要し、賃貸借契約書の提出が間に合わない。 ・転入届の手続きが終了しておらず、住民票（写し）の提出が間に合わない。
Q58	新規開設施設について、開設と同時に区市町村より福祉避難所の指定を受けた場合、年度途中でであっても申請は可能ですか？また、施設開設前から申請手続きは可能ですか？
A58	年度の途中や開設前であっても、予定として事業計画書の提出は可能です。ただし、交付申請時までに福祉避難所の指定を受けていない場合、申請区分（ア）としての交付申請は行うことができません。なお、事業計画書により内示額を決定し、助成額は内示額を超えられないため、事業計画書作成時にはご注意ください。
Q59	実績報告とはどのようなものですか？
A59	実績報告により、助成対象経費を支払ったこと及び助成金の支給要件を満たしている状況であったこと等を確認します。助成金交付要綱で定めた必要書類を期日厳守で提出してください。
Q60	事業計画提出時から実績報告までの間に必要となる提出書類はどのようなものがありますか？
A60	要綱及び手引で定められている様式のほか、「福祉避難所」であることを確認できる書類や住民票の写し等の書類が必要です。詳細は手引に記載している各時点の提出書類一覧でご確認ください。

Q61	提出書類「借りに係る経費支払書」としてどのような書類が必要ですか？
A61	法人が該当宿舎に関する賃料・礼金等を支払ったことが確認できる書類が必要です。具体的には以下のような書類となります。 ・ 賃貸借契約書記載の振込先に振込をしたことがわかる振込利用明細 ・ 当該宿舎に係る経費の引き落としが確認できる通帳の写し ・ 当該宿舎のものと分かる法人宛の領収書 上記のような書類のいずれかをご提出ください。なお、WEB 振込明細を経費支払書とする場合、閲覧可能期間が定められている場合がございますので、予め保管していただくようお願いいたします。

◇交付について

Q62	助成額はいつわかりますか？
A62	令和6年2月中旬の交付決定時となります。ただし、交付決定の条件から変更があった場合には、助成額が交付予定額の範囲内で変更になることがあります。
Q63	助成金はいつ交付されますか？
A63	令和6年4月末から5月上旬頃を予定しています。助成対象経費を支払ったこと及び助成金の支給要件を満たしていたこと等を財団で審査のうえ助成金額を確定しますので、実績報告後の交付となります。

◇その他

Q64	賃貸借契約の名義は法人名義でなければいけませんか？
A64	お見込みのとおりです。職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、法人名義への契約変更が必要となります。
Q65	区で行っている借りに係る宿舎助成金制度と重複して、助成金を受けることができますか？
A65	助成を受けることはできません。助成対象経費が重複してしまうこととなるため、どちらか一方を選択してください。

Q66	提出する住民票に必要となる記載事項は何ですか？
A66	借り上げ宿舎に入居していることを住民票により確認しますので、氏名・住所（現住所・前住所）・住所を定めた日（転入日等）が記載されている本人のみの住民票（個人票・世帯一部等）を取得してください。なお、個人番号（マイナンバー）、住民票コード（住基ネットの番号）、本籍地、筆頭者の記載がないものをご用意ください。これらの記載があるものは受け付けできませんので、記載がある場合には黒塗りのうえ提出してください。
Q67	宿舎 A・入居者 B で助成を受ける予定でしたが、入居者 B が年度途中で転居してしまいました。宿舎 A に居住していた期間だけでも助成を受けたいのですが、宿舎 A に居住していた時の住民票がありません。この場合、申請はできないのでしょうか？
A67	現住所が助成対象の宿舎になっている住民票が提出できない場合、下記の書類等により、 宿舎 A・入居者 B の居住開始日・終了日等を公的に証明することができれば申請可能です。 ・入居者 B に係る戸籍の附票 ・宿舎 A に係る住民票の除票 ・宿舎 A に係る転出証明書 ※移転先の住民票につきましては、宿舎 A に居住していたことは分かりますが、いつから居住していたかが不明であるため不可となります。判断に悩む場合は、財団までご連絡ください。
Q68	助成金対象になった場合、借り上げ宿舎に居住する職員の所得税はどうなりますか？
A68	職員の自己負担額等により課税・非課税の扱いが違いますので、お近くの税務署にご相談いただくか、国税庁のホームページ（タックスアンサー）でご確認ください。